

令和8年9月にeLTAAXが更改される。

これに伴い、地方税共と同機構は、9月24日以降、eLTAAXが便利になるという。eLTAAXのサービス提供時間の拡大として、24時間365日、電子申告・電子納付等ができるようにする(メンテナンス時間を除く)。GピズIDによるログイン機能も美装する。

事業者を対象として、eLTAAX更改後、eLTAAX利用者IDとGピズIDを紐づければ、それ以後はGピズIDでログインできるようにする。Pcdesk(WE B版)の機能も拡充する。これまでPcdesk(DL版)のみで可能だった手続の一部をPcdesk(WE B版)を利用して手続変更するとしている。

「地方税お支払いサイト」の名称が「eLお支払サイト」に変わる。同サイトにおいて、地方税以外の公金も納付できるようになるため、都道府県や市区町村から届く国民健康保険料・介護保険料・道路占用料等の納付書にeLQRが付いていれば、eLお支払サイトからキャッシュレス納付ができるとしている。

そのほかには、ホームページもリニューアルされる。eLTAAXホームページと地方税eLQR・eL番号を利用したキャッシュレス納付(地方税お支払サイト・スマホ決済アプリ)を利用した納付(③OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子申告に伴う電子納付)となっている。

また、国税システムも9月24日に更改を予定しており、9月19日0時から9月24日8時30分まで、9月26日0時から24時はメンテナンス時間として、eLTAAXが利用できないとしている。

停止期間中、利用できない手続は、①eLTAAXを利用した電子申告・電子納付等、②eLQR・eL番号を利用したキャッシュレス納付(地方税お支払サイト・スマホ決済アプリ)を利用した納付(③OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子申告に伴う電子納付)となっている。

令和8年9月にeLTAAXが更改される。

これに伴い、地方税共と同機構は、9月24日以降、eLTAAXが便利になるという。eLTAAXのサービス提供時間の拡大として、24時間365日、電子申告・電子納付等ができるようにする(メンテナンス時間を除く)。GピズIDによるログイン機能も美装する。

事業者を対象として、eLTAAX更改後、eLTAAX利用者IDとGピズIDを紐づければ、それ以後はGピズIDでログインできるようにする。Pcdesk(WE B版)の機能も拡充する。これまでPcdesk(DL版)のみで可能だった手続の一部をPcdesk(WE B版)を利用して手続変更するとしている。

「地方税お支払いサイト」の名称が「eLお支払サイト」に変わる。同サイトにおいて、地方税以外の公金も納付できるようになるため、都道府県や市区町村から届く国民健康保険料・介護保険料・道路占用料等の納付書にeLQRが付いていれば、eLお支払サイトからキャッシュレス納付ができるとしている。

そのほかには、ホームページもリニューアルされる。eLTAAXホームページと地方税eLQR・eL番号を利用したキャッシュレス納付(地方税お支払サイト・スマホ決済アプリ)を利用した納付(③OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子申告に伴う電子納付)となっている。

週刊 税のしるべ

第3699号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

主な記事

- 地裁が再外注業務の存在を認めず 2面
- マイナカード取得義務化を提言 2面
- 給与支払報告書の電子的提出義務の判定 3面
- 日税連が年会費を6000円増額 3面

通勤手当が非課税となる自動車通勤者の駐車場代

国税庁は4月20日、通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&Aを公表した(4月27日号2面参照)。この中で、令和8年度税制改正で新たに設けられた自動車等で通勤している人が、通勤に際して一定の要件を課税限度額の加算対象とする。満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする場合、月額5000円を上限に通勤手当の非課税限度額に同料金相当額を加算する仕組みに關連する質疑が複数盛り込まれている。駐車場等を従業員に代わって会社が契約し、その料金を会社が直接負担しても、同非課税限度額の加算対象となる。

実態として従業員に支給と変わらず

同Q&AのQ4-2「た通勤手当として月額3万2300円(距離に応じた通勤手当の非課税限度額と同じ)を支給されている。この回答では、質問の駐車場代を負担した場合、会社が負担した駐車場代は通勤手当として従業員に負担して非課税になるか」として、前提として、従業員は自動車等による通勤距離と記載。駐車場代として会社が負担した6000円については、駐車場の料金相当額の通勤手当を支給したものと見なされ、通勤手当の非課税限度額の計算を行うこととなるとしている。質問の場合では、駐車場代の負担分を含めた通勤手当の支給額は月額3万8300円(3万2300円+6000円)となるが、

電子申告等が24時間365日可能に

9月にeLTAAXを更改

令和8年9月にeLTAAXが更改される。これに伴い、地方税共と同機構は、9月24日以降、eLTAAXが便利になるという。eLTAAXのサービス提供時間の拡大として、24時間365日、電子申告・電子納付等ができるようにする(メンテナンス時間を除く)。GピズIDによるログイン機能も美装する。

高市首相が編成の検討を指示

高市早苗首相は18日、閣議で、今般の中東情勢を踏まえて、令和8年度補正予算の編成を検討するよう片山さつき財務相らに対し、指示したことを明らかにした。また、中東情勢を受けた電気・ガス料金について、高市首相は24日午前、燃料輸入価格を参照して価格が決定されることとが一般的だと述べた上で、今月や来月に上昇することはないと認識していると指摘。他方、その後は燃料輸入価格の上昇が電気料金等に反映されていく可能性があるとした。こうしたことから与党の政調会長に、これら使用量が多くなる夏場、具体的には7月

第22回「税に関する論文」募集

租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上等を目的として、広く「税に関する論文」を募集します。

賞	金額
最優秀賞	100万円
優秀賞	50万円
奨励賞	30万円
特別賞	10万円
最優秀賞	50万円
優秀賞	30万円
奨励賞	20万円
特別賞	10万円

【応募期間】令和8年5月1日(金)～7月31日(金)
 【応募方法】については、納税協会連合会ホームページでご確認ください。
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>

公益財団法人 納税協会連合会

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

資産税・財産評価 重要実務質疑事例集

資産税・財産評価にまつわる誤りやすい事例から難易度が高く複雑な事例を精選して、詳細に解説した資産税実務に携わる税理士及び職業会計人必携の書。「事例・解説」の構成で丁寧な解説。計算例や図表も用い、一般納税者から専門家まで理解が深められる実践的な一冊。「持ち回り保証金」等、地域により慣行の異なる取扱についても大阪・東京方式の比較も交えて解説。

鳴島英雄・富川泰敬 編著 / 深澤英雄・宮川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二・安河内誠 著

▲A5判・520頁・定価2530円(税込)

令和8年版 税務必携 タックスファイル

体系的かつ簡潔明瞭に、「各税を網羅的に解説した見やすさ」、「携行できるコンパクトさをコンセプトに、主に税務大学校研究部に勤務経験のある税理士が集まり、「知りたいことがすぐわかる」ように編纂。実務に役立ち持ち運びに便利でコンパクトな税務ガイドブック。最新の税額表に対応!!

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著

▲A5判・430頁・定価2640円(税込)

令和7年7月9日 裁判事例集 第140集

国税不服審判所が公表した令和7年7月7日から9月までの公表裁判事例を全て収録。過去の裁判事例集(第127集・第139集)迄バックナンバーを取り扱っています。ご希望の方は弊会にお問い合わせください。※年4回発行の為、定期購読(毎月とも定価の1割引送料サービス)をお勧めします。

大蔵財務協会 編 ▲A5判・160頁・定価2860円(税込)

2026年5月号 No.43 5月20日発売!! (年4回発行)

株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修

資産承継

★5月号の特集★
 〈特集〉令和8年度税制改正の注目点

2026年5月号 No.43

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
 TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001
 大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
<https://www.zaikyo.or.jp>

外注先から贈与されたと認定した金員を巡る地裁判決

再外注業務の証拠なく処分は適法

雑所得の計算上、必要経費は認められず

課税庁が、法人の役員等であった納税者が外注先から贈与されたと認定した金員を納税者の雑所得に係る総収入金額に算入し、かつ、その計算上必要経費に算入すべき金額はないとして更正処分等をした。これに対し、納税者が外注先からの金員は再外注業務を受けた対価で、同業務に従事した人員に支払った労賃等は必要経費に算入すべきなどとして処分の取消しを求めていた事案で、東京地裁(岡田幸人裁判長)は4月21日、納税者が主張する再外注業務の存在を認めるに足りる証拠はないとして処分を適法とする判決を下した。

納税者は金員の一部を労賃等に充てたと主張

納税者はA社の従業員であり、かつ、A社の関連会社B社の社長としての地位にあった。A社はデータ分析事業等を目的とする会社で、取引先へのコンサルティング業務も行っており、顧客には大手通信会社であるX社も含まれる。B社はA社

のX社からの売上が多いことを受けて、主にX社から受注するデータ分析業務(本件業務)等を行うことを目的に設立された。納税者はA社で主にX社から受注した業務を担当する現場グループに所属し、その中心人物として、取りまとめや顧客への報告窓口を担っていた。A社とB社は本件業務の一部を複数の本件外注先に外注していた。平成28年から令和元年(本件各年分)まで、本件各口座からは納税者やその親族への振込・送金等のほか、後述べる本件各支出がされている。

納税者は本件各年分の所得税等の確定申告書を出していたが、課税庁が本件金員の全額を本件各年分の納税者の雑所得に係る総収入金額に算入すべきであり、また、当該雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額はないなどとして更正処分等をしたことから争いとなった。

主眼争点は、本件各支出が本件金員に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額に当たるか否か。納税者は、本件外注先から再外注を受け、その対価の本件金員を原資に、再外注業務に従事したメンバーへ労働対価その他の業務遂行に必要な費用(本件各支出)を支払ったと主張。本件各支出は本件金員に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額に

該当するとして、これに対して、地裁は、納税者の給与はX社との取引に比例して決定される仕組みとなっており、A社の現場グループのメンバーの士気を高め、その陣容を維持し、拡充することとは納税者に有形無形の利益(納税者の給料はA社の代表取締役の給料を上回っていた)をもたらすもので、納税者が本件金員の一部を原資に同メンバーのための飲食費やその報酬の上乗せ分等を支払ったことがあったと推認することはできるとした。しかし、その総額や内訳は明らかではなく、本件各支出のうち、これに対応するものがどの程度かは不明だと指摘。その上で、そもそも再外注業務の存在を認めるに足りる証拠がない以上、本件金員をその対価とみる余地はないと判断。本件金員の一部を原資に同メンバーに振り込まれたものであって、納税者が必要経費と認めるのは困難だとした。



税のしるべ電子版で給付付き税額控除を検索すると、最初に現れるのは平成21年1月5日号。民主党政権の誕生前、民主党税調が政権交代時の税制改革の方向性を示したとする記事で登場する★その後の民主党政権では、給付付き税額控除の創設に向け、政府税制調査会(当時は与党税調を廃止して議論を政府税調に集約)などで議論が重ねられた。しかし、検討は行われつつも、具体的な制度設計等は示されなかった★民主党政権の終了後は、ほとんどその名を見なくなりましたが、高市政権の発足とともに再び組上に載っている。現在は国民会議で制度設計等が議論されているが、時間は限られている。例年6月中旬に閣議決定する骨太の方針に盛り込むため、急ピッチで検討が進んでおり、どのような形で取りまとめとなるのか注目だ。(丁)

マイナカード 罰則なしで取得義務化を 自民党が国のデジタル政策で提言

自民党のデジタル社会推進本部(平井卓也本部長)は19日、同党のデジタル政策となる「デジタル・ニッポン2026」責任あるデジタル・ガバナンスを公表した。社会の変化を前提に、実証

を通じて課題を把握し、リスクを可視化し、得られた知見を制度に反映させ、ルールを継続的に更新していくという統治のあり方「責任あるデジタル・ガバナンス」を基軸として、AI、データ、口

ポット、自動運転、遠隔医療、次世代インフラなどの分野における社会実装を加速し、制度改革を推進するとしている。アジャイルとは、変化に迅速かつ柔軟に対応するアプローチを指す。この中では、国民のマイナンバーカード(マイナカード)の取得を前提として各種制度設計ができるようにするため、マイナカードの取得を罰則なしで義務化する提言を盛り込んだ。また、公金受取口座の登録義務化も検討すべきとしている。

その上で、税務手続関連では、現在、マイナンバー経由で確定申告等を行う際、例えば、e-Taxの利用だけでなく、保険料の控除証明書を発行する保険会社などに、マイナカードを介して申し込みを行う手段が生じている。これはマイナカードのシリアル情報を事業者や国の機関を横断して連携することが、現行法によって制限されていること起因しているという。この点について、また、高市政権が掲

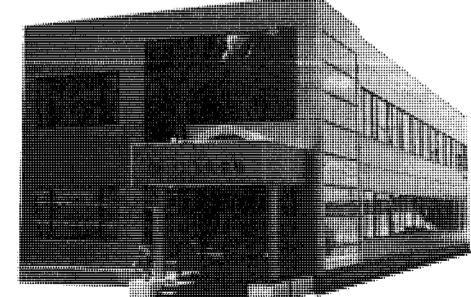
げる給付付き税額控除の実現に向けた議論として、あるべき給付インフラを構築する絶対かつラストチャンスと認識の上で、国主導でしっかりと対応することを求めた。事業者関係のデジタル化については、GビズID(デジタル庁が発行する事業者向け共通認証システム)に関する検討を可能とすべき

ムのみと接続しているが、できる限り早期に民間サービスとも連携すべきと指摘。また、Gビズポータル(GビズIDと連携した事業者向け行政サービスの窓口)に関し、各府省庁と各地方公共団体の協力を得つつ、すべての府省庁と地方公共団体の行政手続と補助金のGビズポータル上での検索を可能とすべき

また、高市政権が掲げる給付付き税額控除の実現に向けた議論として、あるべき給付インフラを構築する絶対かつラストチャンスと認識の上で、国主導でしっかりと対応することを求めた。事業者関係のデジタル化については、GビズID(デジタル庁が発行する事業者向け共通認証システム)に関する検討を可能とすべき

また、高市政権が掲げる給付付き税額控除の実現に向けた議論として、あるべき給付インフラを構築する絶対かつラストチャンスと認識の上で、国主導でしっかりと対応することを求めた。事業者関係のデジタル化については、GビズID(デジタル庁が発行する事業者向け共通認証システム)に関する検討を可能とすべき

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
<https://www.15mimura.co.jp>

創業 明治三十年 豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

支払報告書の電子的提出義務の判定

令和9年1月1日以後に提出すべき8年分以後の給与所得の源泉徴収票について、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合、税務署に源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署への源泉徴収票の提出が不要となる。国税庁では、源泉徴収票(給与所得・公的年金等)のみなし提出の特例に関するQ&Aを公表しているところ(5月4日号2面参照)、今週号では、本特例における、法定調書の電子的提出義務の判定(問9)と合計表の提出の要否(問8)について確認する。支払報告書の電子的提出義務の判定は、「基準年に税務署に提出すべきであった源泉徴収票」の枚数で判定することとなり、その枚数は、源泉徴収票の提出範囲を支払報告書に揃える改正前の提出範囲で判定している。

枚数は改正前の源泉徴収票の提出範囲

提出すべき源泉徴収票に

源泉徴収票のみなし提出の特例で

9年1月1日以後にLTAx等による電子的提出義務が課されているところ、支払報告書の電子的提出義務の判定は、「基準年に税務署に提出すべきであった源泉徴収票」の枚数で判定する。この枚数は本特例による源泉徴収票も含まれる。また、源泉徴収票の提出範囲が支払報告書の提出範囲に揃えられ

令和11年に給与支払報告書を提出する際の電子的提出義務の有無の判定

令和9年	令和10年	令和11年
基準年		(基準年:令和9年)
		※改正前の提出範囲で数えた枚数で判定
給与支払報告書 支払金額:600万円 年末調整済 ⇒給与支払報告書50枚を市区町村に提出し、源泉徴収票はみなし提出	<例1>	電子的提出義務あり (理由) 基準年に提出すべき源泉徴収票が50枚 ⇒30枚以上の基準に該当する。
給与支払報告書 ①支払金額:600万円 年末調整済 ⇒給与支払報告書20枚を市区町村に提出し、源泉徴収票はみなし提出 ②支払金額:40万円 乙欄適用 ⇒給与支払報告書15枚を市区町村に提出し、源泉徴収票はみなし提出	<例2>	電子的提出義務なし (理由) 基準年に提出すべき源泉徴収票に ①の20枚は含まれる ②の15枚は含まれない ⇒30枚以上の基準に該当しない。

ているが、基準年に提出すべきであった源泉徴収票の枚数は、9年1月1日以後も改正前の提出範囲で判定するので注意したい。源泉徴収票の提出範囲は、年末調整済みの従業員(役員等を除く)の場合、改正前は、その年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもので、改正後は、年の中途で退職した者に対する際の電子的提出義務の有無は図のとおり。「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出については、9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について支払報告書を市区町村へ提出した場合、合計表の提出も不要となる。ただし、当該合計表は給与所得の源泉徴収票を含む6種類の法定調書兼用様式であり、退職所得の源泉徴収票など給与所得の源泉徴収票以外の五つの法定調書のいずれかを税務署に提出するときは、引き続き当該合計表の提出が必要となる。その際、当該合計表には実際に税務署に提出する法定調書について記載し、税務署に提出しない給与所得の源泉徴収票に係る記載は不要となる。

日税連

会費等の改定で会則を一部変更

物価高踏まえ、年額600円増額

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は、このほど、臨時総会を開催し、会費等の改定に係る日税連会則の一部変更を決定した。会費については現行の年額1万8000円から年額2万4000円に改定する。日税連の総会は、構成員である各税理士会が会則に基づき、税理士会員数と同数の議決権を行使する。今回の臨時総会は、全15税理士会の出席(委任状による出席を含む)により有効に成立した。上程された会則の一部変更は会則の改定など、令和9年4月1日の施行を予定している。

会費の改定は、平成8年度の会費増額以降の物価高騰や会務の増大を踏まえ、日税連の財政基盤をより強固なものとし、税理士制度をさらに発展させるべく、今後10年間の収支見込みに基づき、将来的な会員数の減少および、さらなる物価上昇も想定しつつ、必要となる資金に加えて不測の事態にも対応しうる資金を確保するため、会則に規定する会費(税理士会が負担する会費で、在籍会員数に一定額を乗じて算出)を現行の年額1万8000円から年額2万4000円に改定する。このように、会費は具体的には、例えば東京税理士会や東海税理士会など、各税理士会が負担するものなので、増額の影響は各税理士会に及ぶことになるが、各税理士会にお

いても、入居するビルなどの修繕や賃料の引上げなどの困難な事情を抱えており、財政状況が良いとはいえない場合も想定される。そのため、プロジェ

納付書様式を9月下旬に変更

国税庁は15日、同庁ホームページに「納付書領収済通知書」の様式変更等」を公表した。同庁は9月下旬以降、税務署の窓口で交

付する納付書(領収済通知書)の様式変更を予定しており、様式の変更内容の変更点などを掲載。納付書の新様式は、6月下旬頃に同庁ホームページに掲載する予定だ。具体的な変更内容を

見ると、納税者の識別に使用する「整理番号」(8桁)を、「お問い合わせ番号」又は「法人番号」(13桁)に変更する。お問い合わせ番号とは、税務署から送付する文書と納税者情報を紐づけるために、システムで自動的に払い出される番号のこと。お問い合わせ番号の印字がない場合、法人納税者は13桁の法人番号を記載し、個人納税者は記載不要としている。なお、コンビニでの

また、「納期等の区分」欄に元号の記載欄を追加するほか、納税者住所(所在地)の「郵便番号」欄を追加する。なお、現行様式(整理番号欄がある納付書)は当分の間、使用することが可能となっている。

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

社会に貢献する 優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社
代表取締役社長 井川 博明

愛媛製紙株式会社
代表取締役社長 井川 和寛

日本興運株式会社
代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話 (0896) 24-1333

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話 (0896) 代表 23-1540

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話 (0896) 代表 24-1250

キャッシュレス納付推進協議会が第6回会合

本会を設置しトップマネジメント級が出席

キャッシュレス納付推進協議会は11日、国税庁会議室で第6回会合を開催した。同協議会は、令和6年9月に発足し、ダイレクト納付やネットバンキング等による納付などキャッシュレス納付の推進に向けた周知・広報施策や解決すべき課題などについて協議している。

1年間の取組み状況、今後の方向性を共有



これまで関連な議論を行うため実務担当者級として実施してきたが、さらなる利用拡大を図るためには、同協議会構成員の各々が、自身の役割を理解し、当事者意識を持って、現場レベルまで連携して取り組んでいくことが重要となる。

このため、今回、同協議会構成員のトップマネジメントが1年間とする方針だ。

当日の会合には、国税庁の山崎博之徴収部長、総務省の福田毅大臣官房審議官(税務担当)、地方税共同機構の山口最文理事、金融庁の野崎英司監督局審議官(代理出席・川口英輔課長補佐)、日本銀行の小牧義弘業務局長、全国銀行協会の小川幹夫理事、全国地方銀行協会の田邊法之常務理事、第二地方銀行協会の石井正信常務理事、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の森村克弘常任理事が出席。

宮城県女川町は、令和6年10月に再稼働した東北電力女川原子力発電所内に保管されている使用済み核燃料の課税する「使用済核燃料税」を新たに導入した。15日に林芳正総務相が同意し、条例は20日に施行されている。

この使用済核燃料税は、東北電力に課税する法定外普通税で、使用済核燃料に係る原子力発電所の燃料サイクルの核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料)と重量(使用済核燃料)とを比較して、5年を経過したものに限り、課税期間が、8年度から12年度までの5年間となっている。税率は、1キロにつき620円で、同町は年間約2億9000万円の税収を見込んでおり、災害時の避難道路の整備や防災対策などに活用していく方針だ。

同町は、昨年12月に町議会で使用済核燃料税を導入する条例案を賛成多数で可決・成立し、今年1月から総務省と協議を行ってきた。

東北電力女川原子力発電所は、石巻市にも跨っていることから、石巻市も使用済核燃料税の導入を検討している。

なお、8年4月1日現在で使用済核燃料税を導入しているのは、新潟県柏崎市、鹿児島県薩摩川内市、佐賀県玄海町、愛媛県伊方町、青森県むつ市の5市町となっている。

使用済核燃料税に同意 宮城県女川町が導入

町議会で使用済核燃料税を導入する条例案を賛成多数で可決・成立し、今年1月から総務省と協議を行ってきた。

た地方財政審議会で、総務省の説明者が、各種税制の議論については、制度の定着を図り、関係人口の実態等を踏まえながら、検討する必要があると回答している。

ふるさと住民登録制度は、人口減少が進展し、地域の担い手不足が深刻化する中、都市と地方が相互に支え合う新たな共生関係の構築を目指し、住所以外の地域と継続的に関わる人を関係人口として可視化・拡大する仕組みとして創設される。

町村が基本となるが、都道府県のみならず、市町村に設置した場合は原則、都道府県にも登録される。

登録の種類は、「ベースック登録」と「プレミアム登録」の二つ。

登録者に対しては、①担い手活動を行うためのサポートとして、交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助等、②住民に準ずる者として地域生活を営む上で、③担い手活動を行うためのサポートとして、現地で行かなくても恩恵を受けられる物品の提供は禁止。ただし、例えば、担い手活動として現地で農業ボランティアを行った者に対する報酬や、お礼として適切な範囲内のお土産の提供は可能となっている。

登録可能な自治体数は、ベースック登録は制限なく、プレミアム登録は3団体まで(域内市区町村の登録がある都道府県はカウントしない)となっている。

なお、自治体ごとの登録者数は公表されない見込み。登録の更新については、ベースック登録は更新不要(一定期間のアクセスがない場合は解除)、プレミアム登録は年一回、要件充足を確認の上、更新となる。

担い手活動として想定される事例としては、イベントの企画運営や農業ボランティア、清掃活動などのほか、自治会やまちづくり団体といった公共的団体での活動などが示されている。

実際の住所とは別に、関心のある市区町村などに「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

ふるさと住民登録制度 8年度中に創設へ

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

「関係人口」として登録できる「ふるさと住民登録制度」が、令和8年度中に創設される予定となっている。

marUTA
新しい物流サービスを創造していく service creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL 052-611-1151

株式会社 マルエイ
代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

Best New Machine

最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO
本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

marUTA
新しい物流サービスを創造していく service creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL 052-611-1151

株式会社 マルエイ
代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

91

租税法主義の下では、国会が定めた法律は絶対的なものであるが、それでも、その法律が憲法に違反しているとなれば、その法律に基づく課税処分は無効になる。そのため、税法に関する個々の法律の規定が「憲法に違反しているか否か」の違憲審査がどのように行われるかが問題になる。この違憲審査の範囲については、個々の訴訟事件を通して判断されることになる。そこで、従前、違憲審査された重要事件について検討する。

まず、大阪地裁平成7年10月17日判決・大阪高裁平成10年4月14日判決及び最高裁平成11年6月11日判決の事案では、平成2年3月頃約22億円で取得した土地が相続開始前の平成3年8月には約9億円に下落したものの、当時の租税特別措置法69条の4の規定(本件特例)が相続開始3年前に取得した土地等については当該土地等の取得価額で課税する旨定めていたため当該土地に対する相続税額が約12億円課税されることとなった。

かくして、本件において、当該課税処分の違憲審査として、本件特例の違憲性(憲法29条違反)が争われたのであるが、大阪地裁判決は、次のとおり判示して、本件特例を合憲と判示したものの、当該課税処分については本件特例が予定していないものであり、違憲状態になるから違法である旨判示した。そして、上訴審の大阪高裁判決及び最高裁判決も、一審判決を支持した。

「本件特例は地価の急激な高騰による相続回避行為を阻止することを目的として立法されたものであるところ、当時の情勢に照らすと、その立法は時機にかなったもので、その目的に極めて正当であり、かつ、現時点においては一応沈静化しているとはいえ、地域的な差異もあり、地価についての今後の動向はなお予断を許さないものであることを考えると、本件特例がその立法目的とその関連で著しく合理性を欠くこと

が明らかであるとはまではいえず、したがって、本件特例の法令自体を憲法違反であるとすることはできない。」

しかしながら、本件特例に合理性があるというのであればそのまま存続させておけばよさうなものであったが、立法当局が合理性を否定したため、大阪地裁判決の翌年3月に廃止されることとなった。いずれにしても、課税当局には、租税法主義における合法性の原則が強く要請されており、同原則に基づき法律どおりに課税した処分が違法となるのであれば、課税当局が浮かばれないということになる。

また、平成16年度税制改正では、租税特別措置法31条1項において土地等又は建物等に係る譲渡損失を他の所得との損益通算を禁ずる旨定め、当該法案が平成16年3月末に成立したものの、当該改正法附則において当該改正法を平成16年1月1日から施行する旨定めた。そのため、平成16年1月から3月までに、土地等及び建物等を譲渡し、その譲渡損失を他の所得と損益通算を行い、それを否認する課税処分を受けた者から当該附則の規定は租税法主義(遡及立法の禁止)に反する旨の訴訟が数件提起された。

その中で、福岡地裁平成20年1月29日判決が、当該附則が遡及立法禁止の原則に反する旨判示したものの、他の判決は、合憲判断を下し、最終的には、最高裁平成23年9月30日判決が、諸事情を勘案した上で、「本件改正附則が、憲法84条の趣旨に反するものということはできない。」と判示して、決着をつけた。

しかし、平成26年度の税制改正においては、ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算禁止規定を設けたが、その施行日は当該法案が成立した後の平成26年4月1日とした。これも、立法当局が平成16年度改正について後ろめたい思いをした証ともいえる。

他にも、従前の税制改正において類似の事例(大阪地裁平成21年1月30日判決、大阪高裁平成21年10月16日判決等)を挙げることができるが、それに共通しているのは、裁判所が、租税法(特に、国税)の違憲審査に極めて消極的である、ということである。それは、次回に紹介する最高裁昭和60年3月27日大法廷判決の判示に負う所が大きい。

最判にも疑義⑧ 違憲審査 I

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 7

派遣社員や内定者等への出張旅費等

従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等(以下「出張旅費等」といいます。)のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められています(出張旅費等特例)。

ところで、派遣社員や出向社員(以下「派遣社員等」といいます。)が出張した際に、自社の従業員と同様に旅費規程に基づき出張旅費等を支払う場合がありますが、そのような場合の出張旅費等については次のように取り扱われます。

1 派遣元企業等に支払うもの

出張旅費等が派遣社員等へ直接支払われず、派遣元企業や出向元企業(以下「派遣元企業等」といいます。)に支払われる場合、派遣先企業や出向先企業(以下「派遣先企業等」といいます。)においては、人材派遣等の役務の提供を受けた対価となりますから、仕入税額控除の適用を受けるためには派遣元企業等から受領したインボイスの保存が必要となります。

2 派遣元企業等を通じて派遣社員等に支払うもの

派遣元企業等がその出張旅費等を預かり、そのまま派遣社員

対象にならなくても公共交通機関特例に該当する場合も

派遣社員等に支払われるものは出張旅費等特例

等に支払われることが派遣契約や出向契約等において明らかにされている場合には、派遣先企業等においては、出張旅費等特例の対象とすることができます。この場合、その出張旅費等に相当する金額について、派遣元企業等においては立替払を行ったものとして、仕入税額控除を行うことはできません。

また、内定者や採用面接者に対し、内定者説明会会場や面接会場までの交通費等を支給する場合がありますが、その場合の交通費は次のように取り扱われます。

1 内定者に支払われる交通費等

内定者のうち、企業との間で労働契約が成立していると認められる者に対して支給する交通費等については、通常必要であると認められる部分の金額について出張旅費等特例の対象とすることができます。

(注)労働契約が成立していると認められるかどうかは、例えば、企業から採用内定通知を受け、入社誓約書等を提出している等の状況を踏まえて判断されることとなります。

2 採用面接者に支払われる交通費等

通常、採用面接者は従業員等に該当しませんので、支給する交通費等については、出張旅費等特例の対象になりません。

なお、出張旅費等特例の対象とならない場合でも、その旅費交通費等を派遣社員・内定者等を通じて公共交通機関(船舶、バス、鉄道又は軌道)に直接支払っているものと同視し得る場合には、3万円未満の支払について、一定の事項を記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます(公共交通機関特例)。

* 営業品目 *

生コンクリートの製造及び販売
コンクリートの配合設計
コンクリート及び骨材の各種試験

日本産業規格認証取得工場

県南生コン株式会社

代表取締役社長 佐々木 大

〒876-0012 大分県佐伯市大字鶴望433番地
(佐伯工場) TEL(0972)22-1761 FAX(0972)22-4579

〒876-0022 大分県佐伯市上瀬10101番地の1
(中央工場) TEL(0972)29-2111 FAX(0972)29-2113

〒879-3301 大分県佐伯市宇目大字小野市5054番地の1
(赤嶺・宇目工場) TEL(0972)54-3224 FAX(0972)54-3802

ひろしま銘菓

川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋

本社/広島市東区光町二丁目一十三
☎082(26)2614(代)

●直営店/e-kiie広島店
☎082(26)3301(代)

顧客満足度 No.1 企業

充実したアフターサービス

OA機器部
キヤノンデジタル複写機
京セラデジタル複写機
キヤノンOA機器
京セラOA機器

オフィス家具部
イトーキ・コクヨ・ウチダ

印刷機器部
リソグラフ・オルフィス
(理想科学工業株式会社)

パソコン・プリンター
Windows 各メーカー
Apple Macintosh

イワオ事務機株式会社
〒870-0935 大分市古ヶ鶴2-2-19
TEL 097-552-0911 FAX 097-551-7876
http://www.iwao-net.co.jp

裁決事例集

287

裁決のポイント

請求人は、各販売取引について資産の譲渡等に係る対価を享受していないことから、消費税法第13条(資産の譲渡等又は特定仕入れを行った者の実質判定)の規定に基づき、各仕入取引に係る資産の譲受け及び各販売取引に係る資産の譲渡は、請求人に帰属しないと事例。

審査請求人が、国内の事業者から〇〇を仕入れ、国外の事業者へ輸出した取引について、原処分庁が、当該取引に係る対価を享受するのは請求人ではないとして、消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。これに対し、請求人は、原処分庁による事実認定及び法令解釈には誤りがあるなどとして、原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、法律実質的にみて請求人は、各販売取引について資産の譲渡等に係る対価を享受していないから、消費税法第13条の規定に基づき、請求人以外の者が資産の譲渡をしたものとして、同法を適用すべきであるとして、請求を棄却した(令和7年9月8日付、公表裁決)。

関係法令

消費税法第13条(資産の譲渡等又は特定仕入れを行った者の実質判定)第1項は、法律上資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であって、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は当該対価を享受する者が行ったものとして同法の規定を適用するとしている。

編集部編

三者間の各取引の実質判定により、資産の譲受け及び譲渡は請求人に帰属せず

事例の概要

請求人は、〇〇〇〇を目的とする法人である。N社は、衣料品、食料品、化粧品等の販売及び輸出入等を目的とする法人であり、P社は、中華人民共和国省において設立された法人である。

請求人は、N社及びP社との間で、請求人がN社から商品を仕入れ、これをP社に販売する各取引を行っていた(以下、請求人がN社から商品を仕入れる各取引を「本件各仕入取引」、請求人がP社に商品を販売する各取引を「本件各販売取引」と併せて「本件各取引」という)。

請求人は、N社およびP社との取引において、N社から商品を仕入れ、P社へ販売する取引を複数の課税期間にわたり実施していた。取引条件や数量・価格はN社とP社が主導し、請求人は販売代金を前受けし、検品後に輸出手続を経てN社へ支払う形態で、本件各販売取引に係る代金と本件各仕入取引に係る代金との差額分を利益としていた。本件各取引については、N社との売買基本契約、三者間の支払契約、P社との個別売買契約が締結され、所有権移転、リスク負担、支払方法等が定められていた。

請求人は、各課税期間の消費税等の各確定申告書を法定申告期限までに申告していた。請求人は、本件各販売取引について、各課税期間に係る総勘定元帳(各元帳)の「売上高勘定の「計上金額」欄に記載の各金額を「課税資産の譲渡等の対価の額」のうち「免税売上額」に含め、他方、本件各仕入取引については、各元帳の「仕入高勘定の「計上金額」欄に記載の各金額について仕入税額控除を適用していた。原処分庁の調査担当職員は、請求人に対する現地調査を開始した。税務署長は、調査に基づき、本件各取引に係る対価を享受するのは請求人ではないなどとして、各課税期間の消費税等について各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。請求人は各更正処分等に不服があるとして、審査請求をした。

争点は、請求人は、本件各販売取引について資産の譲渡等に係る対価を享受しておらず、消費税法第13条の規定に基づき、請求人以外の者が本件各仕入取引に係る資産の譲受け及び本件各販売取引に係る資産の譲渡をしたものとして同法を適用すべきか否か。

請求人の主張

消費税法第13条は、租税回避を目的とした事案への適用を想定した規定であり、独立した事業者間で締結された契約に沿って行われた取引に適用される余地はない。また、請求人が仕入先又は売上先との間の各契約の中で各取引に係る商品の種類、数量及び金額を定めていること、契約は当事者の自由な意思に基づいて結ぶことができ、当事者の意思どおりの効果が認められることなどから、請求人は、各販売取引に係る対価を売上先から享受し、課税仕入れに係る対価を仕入先に支出しており、各取引に同法は適用されない。

原処分庁の主張

消費税法第13条により、契約形式ではなく実質で課税関係を判断すべきとするものである。取引条件の決定、商品の受渡し、危険負担、代金未回収リスクはいずれもN社とP社が負っており、請求人は実質的に関与していない。よって、真の法律関係はN社を売主、P社を買主とする一つの売買契約と評価すべきである。

審判所の判断

消費税法第13条の趣旨は、資産の譲渡等の法形式上の帰属主体と法律実質的帰属主体が一致しない場合において、後者すなわち実質的に資産の譲渡等に係る対価を享受する者を資産の譲渡等の帰属主体とするものと解されること、法律実質的にみて、請求人は、各販売取引について資産の譲渡等に係る対価を享受していない。よって、同条の規定に基づき、請求人以外の者が資産の譲渡をしたものとして同法を適用すべきである。

注目の一冊

資産税・財産評価 重要実務質疑事例集

村上晴彦／堀内眞之／植山隆幸 著

相続税、贈与税及び譲渡所得などの資産税関係の各税法は、民法などの各種の法令に関連することや、土地税制に関しては各種の課税の特例が多いことなどから、実務家にとって難解な分野であり、特に、財産評価に関しては、様々な状況にある財産を具体的にどのように評価することが適当であるのか、その判断に迷う場面が多い難解な領域である。

本書は、資産税・財産評価にまつわる誤りやすい事例から難易度が高く複雑な事例を精選。法令・通達、国税庁公表資料、裁判例・裁決例等の根拠を明示して詳細に事例を解説。

資産税に携わる税理士及び職業会計人の実務に即役立つように編纂し、「事例・回答・解説」の構成で丁寧に詳述。必要に応じて、具体的な計算例のフローチャートやチャートも用いて、一般納税者から専門家まで理解を深められる実践的な一冊。

資産税実務に精通した著者がこれまでの経験・知見を総動員して放つ、まさに痒い所に手が届く実務家のための書。A5判、568ページ。定価4,290円(税込)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL 03-3829-4141、FAX 03-3829-4001)。



啓発商品

民間納税協力団体の
方々に活用いただいている

☆記念品・参加賞等として、「団体名」「PR」等を入れたグッズを承ります!

【取扱いグッズ】ボールペン、シャープペン、クリアホルダー etc.

※ その他各種商品を取り揃えています。詳細はお問合せください。 ※ 200個以上のご注文より承ります。(一部の商品印刷不可)

一般財団法人 **大蔵財務協会 販売局**
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03(3829)4141(代)
FAX 03(3829)4001
URL <http://www.zaikyo.or.jp>

味わいのある本当の美味しさは、
本物を追求し、心をこめてつくること
よって生みだされる。
私たちはそういう会社でありつづけたい。

フンドーキン醤油株式会社 〒875-8612 大分県臼杵市大字臼杵501番地
<http://www.fundokin.co.jp/>

清酒 **西の関** ニシノセキ
伝統の技術を磨き
日本酒本来の
手造りの良さを
貫き通す「西の関」

季節限定酒
<1.8ℓ・720ml・300ml>

萱島酒造有限公司
国東市国東町綱井 ☎0978(72)1181

税務調査と

真実

7

■井東 圭

先生と呼ばれた男(7)

公表簿外口座を、隣町の信金で開設していたという社長に対して、杉江は、「その通帳はどこにあるんですか?」「一階の事務室の私の机の引き出しにあります。自販機に関する契約書と出納簿など一切がそこにあります。取っつきましょか?」社長は腰を浮かせて、「その必要はありません。私も行きますから」「有無も言わさぬ杉江の態度に、社長は、えっ?! という顔をされた。野紙を挟んだバインダーと筆記員を手にすると、「では参りましょうか?」「事務員が……配送に出た社員が戻っているかも……お客さんが来ているかも……勘弁してもらえませんか?」「じゃあどうしましょう。保管状況を確認させてください。社長さんを信頼していないわけではないのですが、事

が事だけにほいそうですか、とご期待しているわけにもいかない。社長は立ったまま足元を見ている。「通帳や書類は、2階で拝見しますから。運べる何か適当な箱はありますか?」「引越用のオリコンがありますが」「じゃあ、それを貸してください」「領き、しぶしぶ階段に向かう社長のあとを、杉江はついて行く。階下に突如社長と共に現れた杉江を、事務員2人が怪訝そうに目で追う。「ここです」

社長の机は、事務室全体が見渡せる窓際に配置されていた。机の両袖には3段の引出しが付いている。社長は片方の引出しの2段目を開けて杉江に見せた。中には10数冊もの信金の通帳があった。「契約書や出納簿は、どこですか?」「社長は3段目を開けて見せた。「わかりました。ありがとうございます。」「社長さん——」杉江は、「釣銭はどこにあります」と社長を見た。社長は、ズボンのポケットからキーホルダーを取り出すと、机の椅子に

「ええ、あそこ」会社の出入口に並んでいるスチール製のロッカーの1つを指さした。「中を見せてもらえますか?」「私物しか入ってませんが……」「ロッカー自体は、会社の物ですよ」「……」

「中に、会社の物があるとも限りませんから、この際、確認させてください」ふうー、と、ため息も諦めもつかぬ音を口元から漏らすと、社長は杉江を先導して行った。「ご覧ください」言いながらロッカーを開けた。中には、置き傘と季節外れのコートが吊るされているだけだった。「ありがとうございます。最後に、自販機用に購入されている商品を拝見させてもらえますか?」有無を言わさぬ杉江の言葉に、社長が、「非があるのは私ですから。この際、何でも言って下さい」と外に向かった。6畳ほどの物置には、ペットボトルがない時代、ひと箱30本入りの缶ジュースや缶コーヒの入った段ボール、そしてタバコのカートンの入った箱が、種類ごとに山と積まれてあった。

100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

公益信託制度の改正の背景と経緯

今回は公益信託制度の改正の背景と経緯について述べる。

【改正の背景】

公益信託は、民間の資金を活用して公益的活動を行うものであり、公益法人のような機関が不要なことから比較的小規模の場合のツールとして需要があるとされる。しかし、公益法人の数は令和6年(2024年)12月1日現在9,746法人、毎年継続的にその数が増えている(「令和6年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」内閣府)のに対し、公益信託の令和7年(2025年)3月末時点における受託件数は372件、信託財産残高520億円で、受託件数のピーク平成15年(2003年)の572件、信託財産のピーク平成13年(2001年)の736.9億円から現在まで減少傾向にある(「公益信託の受託状況」一般社団法人信託協会)。

受託者、信託財産の制限等により活用が低調だった

公益信託の活用が低調な原因としては、主に次のことが指摘されている。①旧公益法人と同様主務官庁制のもと許可・監督の基準が不統一。②許可申請手続きに時間とコストがかかる。③指導監督基準や税制の制約等により受託者、信託財産、信託事務、報酬等に事実上制限がある。④認知度が低い。

【改正の経緯】

公益法人制度は平成18年(2006年)に制度改革関連の法律が制定された。公益信託制度は、平成18年の信託法(平成18年法律第108号)の改正の際に「公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることに鑑み、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」と衆参両院の付帯決議がなされた。

これを受けて法務省法制審議会において「公益信託法の見直しに関する要綱」が令和元年(2019年)に取りまとめられ、法務大臣に答申された。

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」(令和5年6月)において「公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間の公益活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する」とされ、旧公益信託法が全文改正された「公益信託に関する法律」が令和6年6月に可決成立、本年4月1日から施行された。

TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告において、還付申告をした者になります。

答え = 、、、 万人

ナンプレの予想難易度：9

9		8				3
	2			8		1
	1	3	2			6
2		7	6	1		
1	C	4	B			7
	7	1	8			4
7		5	1	4		
5	8	D		7		
3			7		A	8

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 5月31日(日)

前回の答え **517** 万人

★ おいしさ、たのしさ、チokolチョコ ★



ミルク チョコレート コーヒーヌガー チョコレート

★ 松尾製菓株式会社 ★
〒826-8555 福岡県田川市川宮1191-1

一に休養、二に栄養、三・四がなくて

後藤散



後藤散せきどめ 後藤散かぜ薬顆粒 後藤散

この医薬品は、「使用上の注意」をよく読んでお使いください。特にアレルギー体質の方は、服用前に薬剤師、登録販売者にご相談ください。

うすき製薬株式会社 お客様相談室 0120-5103-81 受付時間 9時00分~17時00分
大分県臼杵市南997-1 www.gotosan.co.jp

第②類医薬品

